

平成20年10月3日
福祉保健部生活衛生課

島田化学工業(株)に対する食品衛生法に基づく調査結果について報告します。

島田化学工業(株)が非食用事故米穀を原料として製造したでん粉を、用途を特定せず販売していた事実を確認するため、平成20年9月13日から食品衛生法に基づき調査した結果は以下のとおりです。

- 食用として販売していたことが判明したため、県は平成20年9月17日、同社に対し、事故米穀を原料としたでん粉の回収を命令（非食用は除く）しました。
- 同社ではでん粉の販売にあたって、帳簿に製造ロット番号を記載していないこと等から、事故米穀を原料としたでん粉の販売先の特定にはあたりませんでした。
- 同社で生産日報が存在する平成18年、19年製造分について詳細に調査したところ、同一の製造ロット番号でも事故米穀を含むでん粉と含まないでん粉があることが分かりました。（別紙参照）
- 同社の報告によれば、これまでに回収されたでん粉は、マイクロパール87kgのみで、でん粉の保証期間は1年としていることから、ほとんどが使用済みで現在市場には流通していないとしています。

※回収されたでん粉（取引先1社から返品）

平成15年9月4日製造 ミクロパール87kg（20kg×4袋＋半端品）
（100kg仕入れ一部使用后、残りをそのまま保管）

なお、同社が原料とした事故米穀はカビ米・破袋米で、政府が売却前に行った検査で、アフラトキシンは検出されていません。

また、これまで、健康被害の報告はありません。

本件についてのお問い合わせ先：

生活衛生課 食の安全・安心推進係 電話 025-280-5205 内線 2674, 2683, 2694

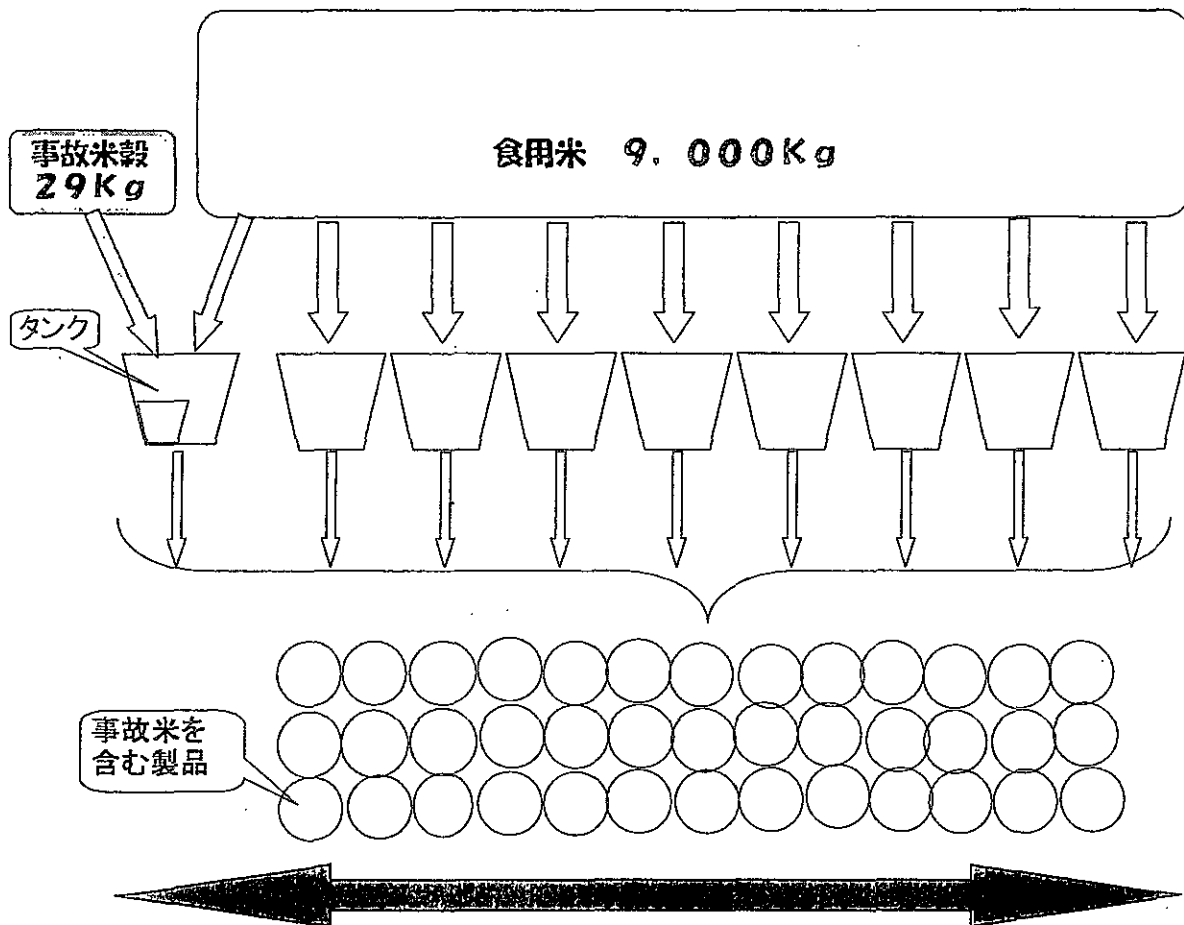
本日の報道対応は、時 分までとさせていただきます。

別紙

事故米穀を原料として製造した米でん粉の製造イメージ図

平成19年8月11日の例

事故米を原料としたものは9タンクの内、1タンクのみです。同一の製造日で作られた9タンク全ての製品は同一ロット番号で管理されているので、事故米で作られたものを分別することは困難です。



同じ製造ロット番号「1908 11」と表記されている